

信託財産に係る一括注文について

1. 基本的な考え方

当社では、信託財産の運用において、複数の信託財産にまたがる有価証券の売買の注文が同一条件（有価証券の種類及び銘柄、売買の方向、取引の種類、並びに執行する価格（価格帯を含みます）が同一のものをいいます。）であるものについては、これら複数の注文を束ねる、いわゆる一括発注により発注します。これは同一銘柄の注文を一括発注することにより信託財産間の公平を図りつつ、効率的な売買発注に資するためです。ただし、市場動向等の観点から、一括発注をすることが適切ではないと判断した場合は除きます。

2. 対象有価証券及び対象取引

信託財産の一括発注の対象となる有価証券は、取引所金融商品市場（海外を含む）及び店頭売買金融市場に上場又は登録されている有価証券とし、対象取引は現物取引とします。

3. 約定結果の配分方法

一括発注において発注数量が一部出来（総約定数量が総注文数量を下回る）となった場合、原則として、以下の配分基準により各信託財産への約定配分を行います。尚、運用を委託している信託財産については、委託先の配分方法に準じて配分されます。

(1) 信託財産ごとに「総約定数量」×「その信託財産の注文数量」÷「総注文数量」(A)を計算し、これを取引単位未満で四捨五入した数量 (B) の有価証券を各信託財産に配分します。

(2) 上記 (1) の配分の結果、(B) の合計が総約定数量と一致しない場合、信託財産間の公正性を確保する観点から、予め社内で定めた方式により調整を行います。

4. 最良執行の基本方針

市場の状況等を鑑み最良執行を図るために、一括発注を分割して発注する場合があります。

5. 社内管理体制

一括発注を実施するに当たり、社内規程を整備し、売買管理部門が執行状況の検証を行います。